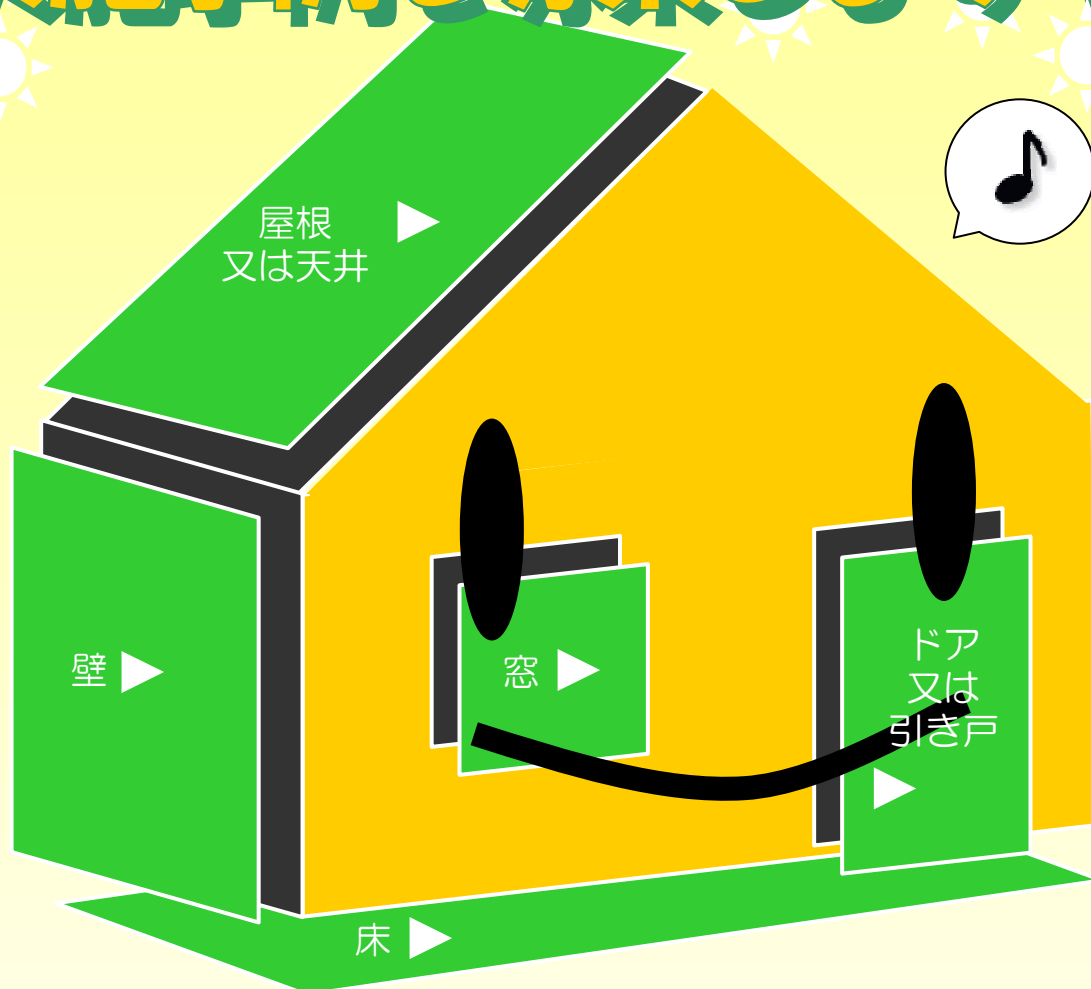


既存住宅の省エネルギーリフォーム 実施事例を募集します！



地球温暖化防止が緊急の課題となっている中、住宅の分野においてもその対応が求められています。とりわけ、都内に数多く存在する既存住宅について、省エネルギーを促進するなど、CO₂の排出削減等環境負荷の低減を図る必要があります。

東京都では、既存住宅の省エネルギーを促進するために、省エネルギーの実施事例を募集し、設計手法や工法について評価した上で優良なものを選定し、広く都民に普及を図ります。

■募集対象

断熱性能の向上や日射遮蔽性能の向上を行ったリフォーム工事

■募集期間

平成20年9月11日（木）から11月17日（月）まで



既存住宅の省エネリフォームの実施事例に関する募集

■募集対象

既存の戸建住宅、共同住宅について、断熱性能の向上や日射遮蔽性能の向上、又は両者を組み合わせたリフォーム工事（改修）の事例を対象

省エネルギー化（断熱性能の向上や日射遮蔽性能の向上）については、下記に示す部位について1つ以上の工事を実施した事例が対象

A 断熱性能の向上 窓 屋根又は天井 壁 床 ドア又は引き戸 土間床等の外周 その他	B 日射遮蔽性能の向上 窓 屋根(高反射率塗料による手法) その他 (小屋裏換気、屋根の通気、屋上緑化等(断熱性能の向上は除く))
--	--

既存住宅の断熱性能の向上や日射遮蔽性能の向上を図るためのリフォーム(改修)と併せて、高効率な設備・機器の導入、耐震改修、バリアフリー化などの性能向上を図るためのリフォーム、増築等を実施する場合も対象

■応募要件

原則として、平成11年3月30日以降に着工し、応募時点で工事が完了しているリフォーム工事であること

応募する事例の所在地が東京都内、又は「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主及び特定建築物の所有者の判断の基準」における地域区分の「地域内」であること

応募する事例の省エネルギー性能は以下のとおりであること

A 断熱性能の向上	
窓	各部位の「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」に定める現行の省エネルギー基準相当以上の性能となること。
屋根又は天井	下記の事項については応募要件とはしない。 ・気密工事 ・熱橋部分の断熱補強 ・防露仕様(断熱材室内側の防湿剤の設置、外壁における通気措置の確保等) ・断熱材の施工手法(通気止めの設置等)
壁	
床	
ドア又は引き戸	
土間床等の外周	
その他	断熱性能が説明できるもの
B 日射遮蔽性能の向上	
窓	各部位の「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」に定める現行の省エネルギー基準相当以上の性能となること。
屋根(高反射率塗料による手法)	高反射率塗料については、第三者機関にて測定した日射反射率が50%以上を有する製品であること等。
その他	日射遮蔽性能が説明できるもの

建築関係法令に適合していること

■応募資格

リフォーム工事の建築主(施主)又は工事を実施した事業者(建築主と事業者の連名、又は単独での応募が可能。ただし単独で応募する場合には、あらかじめ関係者の了解が必要)

事業者については、東京都内でのリフォーム工事の実施が可能であること

■応募方法

応募用紙は、東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策課(都庁第二本庁舎20階南側)で配布する他、都市整備局ホームページからダウンロードが可能

応募用紙の記入に当たっては、原則としてホームページからダウンロードしたエクセルシートを使用

提出物は、印刷された応募用紙1部とその電子データとする。また、写真や図面、その他参考となる資料については、印刷物1部と可能な場合には電子データを提出

応募書類は、郵送又は窓口(都庁第二本庁舎20階南側)への持ち込みによる

■審査

学識経験者等で構成される評価委員会において審査を行い、一定の評価を得た事例を選定

評価は、省エネルギー性能、経済性、施工性、普遍性等の項目について総合的に実施

選定にあたり、複数部位を対象としたリフォーム工事については、総合的な省エネルギー効果が得られると考えられるため、各部位単独の評価とは分けて、総合的な視点での評価を実施

■評価委員会委員

委員長	坂本 雄三(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授)
委員	秋元 孝之(芝浦工業大学工学部建築工学科 教授)
	後関 和之(社団法人東京建築士会 建築相談委員会委員)
	澤地 孝男(独立行政法人建築研究所 環境研究グループ長)
	須賀 正和(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー対策推進部長)
	渡辺 猛(社団法人東京都建築士事務所協会 事業委員会委員)
	松村 光庸(東京都都市整備局 住宅政策推進部長)

(敬称略)

■公表

選定された事例は、事業者名及びリフォーム工事の概要等について、以下の方法にて公表し、省エネリフォームの普及啓発に活用

東京都ホームページでの事例紹介
 東京都で作成する冊子による事例紹介
 東京都主催のイベント等における展示

【募集期間】

平成20年9月11日(木)から

平成20年11月17日(月)まで

奮ってご応募ください!

提出先
 及び
 問い合わせ先

東京都 都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課 企画係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎20階南側

電話 03-5321-1111(内線30-316) / 03-5320-4913(直通)

FAX 03-5388-1481 Eメール S0000354@section.metro.tokyo.jp

※ 詳細については、「既存住宅の省エネリフォームの実施事例に関する募集要項」(東京都都市整備局ホームページ掲載 <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>)をご覧ください。

